

確 認 書

令和 年 月 日

農地法（3条）申請人

譲渡
使用貸人
賃貸
住所
氏名

譲受
使用借人
賃借
住所
氏名

番 外 筆

農地法処理基準第3の8 地域との調和要件チェック

- ① 既に集落営農や経営体へ農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得ではない
- ② 地域の農業者が一体となって水利調整を行なっているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行なわれることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得ではない
- ③ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取り組みが行なわれている地域で、農薬使用による栽培が行なわれることにより、地域でこれまで行なわれていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得ではない
- ④ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得ではない
- ⑤ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすおそれのある権利取得ではない

上記農地の農地法第3条の許可申請について確認します。

現地調査日 令和 年 月 日

いなべ市農業委員

農地利用最適化推進委員



(いずれかにレ)

いなべ市農業委員会会長 様